

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項の規定による。

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和38年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第5条 消防団員の報酬は、<u>年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2 消防団員には、別表に定めるところにより<u>年額報酬</u>を支給する。</p> <p>3 <u>年額報酬</u>は、任命された当月分から、任期満了、退職、免職又は失職になった当月分までを月割により支給する。</p> <p>4 <u>年額報酬</u>は、毎会計年度半年割額を<u>9月30日まで及び翌年3月31日までに支給する。</u></p> <p>5 <u>消防団員が水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）又は訓練等の職務のため、服務するときは、1回につき3,300円の出動報酬を支給する。ただし、大規模災害（1日の服務時間が引き続く7時間45分以上になる災害をいう。）にあっては、当該大規模災害の職務1日につき8,000円の出動報酬を支給する。</u></p> <p>6 <u>災害の職務のために出動した日の翌日に服務を終えた場合であつて、当該出動した日及びその翌日に当該災害の職務のために服務した時間がいずれも7時間45分未満になるときは、同日に服務した時間を当該出動した日に服務した時間とみなして出動報酬を支給する。</u></p> <p>7 <u>出動報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、翌月末日までに支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第5条 消防団員には、別表に定めるところにより<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>2 <u>報酬</u>は、任命された当月分から、任期満了、退職、免職又は失職になった当月分までを月割により支給する。</p> <p>3 <u>報酬</u>は、毎会計年度半年割額を<u>9月及び翌年3月に支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第6条 <u>消防団員が水火災その他の災害（以下「災害等」という。）又は訓練等の職務のため、服務するときは、1回につき3,300円を弁償す</u></p>

第6条 消防団員が前条第5項本文に規定する職務以外の職務のため、市外に旅行するときは、順路により費用を弁償する。

2 ……略……

3 ……略……

(服務)

第14条 ……略……

2 招集を受けないときであっても、災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、服務しなければならない。

(服務上の注意)

第16条 消防団員は、災害の現場に出勤したときは、団長の指揮の下に行動し、かつ、消防作業を忠実に行わなければならない。

(規律)

第17条 消防団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件を毀損しないこと。

(2)及び(3) ……略……

(4) 市民に対し常に災害の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身をていしてこれに当たる心構えを持つこと。

(5) ……略……

る。この場合において、8時間以上継続して服務し、かつ、2日にわたるときは、これを2回服務したものとみなす。

2 消防団員が前項以外の職務のため、市外に旅行するときは、順路により費用を弁償する。

3 ……略……

4 ……略……

(服務)

第14条 ……略……

2 招集を受けないときであっても、災害等の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、服務しなければならない。

(服務上の注意)

第16条 消防団員は、災害等の現場に出勤したときは、団長の指揮の下に行動し、かつ、消防作業を忠実に行わなければならない。

(規律)

第17条 消防団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件をき損しないこと。

(2)及び(3) ……略……

(4) 市民に対し常に災害等の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持つこと。

(5) ……略……

別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	階級	年額報酬（年額）	区分	階級	報酬（年額）
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。